



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 4 日 (月曜日) 号外 第 47 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境管理課) 1

○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一  
部を改正する規則…………… (漁業管理課) 2

### 公安委員会規則

○地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一  
部を改正する規則…………… 7

## 規 則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 3 年 10 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第52号

#### みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)	(温室効果ガス排出量削減計画書の作成等)
第10条 条例第6条第1項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書 (別記様式第1号) により、当該計画期間 (以下「計画期間」という。) の初年度の7月末日までに提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。	第10条 条例第6条第1項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出量削減計画について、温室効果ガス排出量削減計画書 (別記様式第1号) により、当該計画期間 (以下「計画期間」という。) の初年度の7月末日までに提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。
2 条例第6条第2項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書により、計画期間の初年度の7月末日までに提出するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出するものとする。	2 条例第6条第2項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出量削減計画について、温室効果ガス排出量削減計画書により、計画期間の初年度の7月末日までに提出するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出するものとする。
(変更後の温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)	(変更後の温室効果ガス排出量削減計画書の作成等)
第11条 条例第6条第3項に規定する変更後の計画書は、温室効果ガス排出抑制計画書により、温室効果ガス排出抑制計画の変更後速やかに提出しなければならない。	第11条 条例第6条第3項に規定する変更後の計画書は、温室効果ガス排出量削減計画書により、温室効果ガス排出量削減計画の変更後速やかに提出しなければならない。
(温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段)	(温室効果ガス排出量削減計画を達成するための補完的手段)
第13条の2 条例第6条の3の規則で定める温室効果ガス排出削減対策は、次に掲げるものとする。	第13条の2 条例第6条の3の規則で定める温室効果ガス排出量削減対策は、次に掲げるものとする。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) その他知事が適当と認める温室効果ガス排出削減対策 (温室効果ガス排出抑制計画書等の公表)	(4) その他知事が適当と認める温室効果ガス排出量削減対策 (温室効果ガス排出量削減計画書等の公表)
第13条の3 条例第7条の規定による公表は、次に掲げるものについて行うものとする。	第13条の3 条例第7条の規定による公表は、次に掲げるものについて行うものとする。
(1) 温室効果ガス排出抑制計画書別紙	(1) 温室効果ガス排出量削減計画書別紙

<p>(2) [略]</p> <p>別記様式第 1 号中「温室効果ガス排出抑制計画書」を「温室効果ガス排出量削減計画書」に、「温室効果ガス排出抑制計画書（変更）」を「温室効果ガス排出量削減計画書（変更）」に、「温室効果ガス排出量削減」を「温室効果ガスの排出の量の削減」に改める。</p>	<p>(2) [略]</p> <p>別記様式第 2 号中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>その他温室効果ガス排出削減に資する取組</p> </div> <p style="text-align: center;">を</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>その他温室効果ガス排出量の削減に資する取組</p> </div> <p style="text-align: right;">に、「温室効果ガス排出削減」を「温室</p>
---	--

効果ガスの排出の量の削減」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前のみやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 10 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 53 号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則（平成 7 年宮崎県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国の機関等がするうなぎ稚魚の譲受け等)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 7 号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>(11) 国の機関、地方公共団体若しくは前各号のいずれかに掲げる者がするうなぎ稚魚の譲渡し、譲受け、引渡し若しくは引受け又はこれらの行為に伴って委託を受けた登録運搬者等若しくはその役員若しくは使用人がするうなぎ稚魚の引渡し若しくは引受けに応ずる場合における特別採捕許可者、特別採捕許可者の同居の親族、登録組合、登録集出荷業者等、登録養殖業者、登録試験研究者等若しくは登録運搬者等又は登録組合、登録集出荷業者等、登録養殖業者、登録試験研究者等若しくは登録運搬者等の役員若しくは使用人</p> <p>2 条例第 3 条第 7 号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等をする場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる行為をする場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(国の機関等がするうなぎ稚魚の譲受け等)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 9 号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 漁業許可者が死亡した場合における相続人（以下「漁業許可者の相続人」という。）</u></p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(12) 国の機関、地方公共団体若しくは前各号のいずれかに掲げる者がするうなぎ稚魚の譲渡し、譲受け、引渡し若しくは引受け又はこれらの行為に伴って委託を受けた登録運搬者等若しくはその役員若しくは使用人がするうなぎ稚魚の引渡し若しくは引受けに応ずる場合における<u>漁業許可者、漁業許可者の同居の親族、特別採捕許可者、特別採捕許可者の同居の親族、登録組合、登録集出荷業者等、登録養殖業者、登録試験研究者等若しくは登録運搬者等又は登録組合、登録集出荷業者等、登録養殖業者、登録試験研究者等若しくは登録運搬者等の役員若しくは使用人</u></p> <p>2 条例第 3 条第 9 号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等をする場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる行為をする場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 漁業許可者の相続人 次に掲げる行為</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>被相続人が所持していたうなぎ稚魚の処分のためにするうなぎ稚魚の譲渡し（登録組合への譲渡しに限る。）</u>、<u>引渡し（登録組合への引渡しに限る。）</u> 又は所持</p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>アに掲げる行為に伴って登録運搬者等に運搬又は一時的な保管の委託をした場合における当該登録運搬者等へのうなぎ稚魚の引渡し又は当該登録運搬者等からのうなぎ稚魚の引受</u></p>

## (3) 特別採捕許可者の相続人 次に掲げる行為

ア 被相続人が所持していたうなぎ稚魚の処分のためにするうなぎ稚魚の譲渡し（被相続人に対する採捕許可がうなぎの増養殖用の種苗の供給の目的でなされたものであった場合における登録組合への譲渡し又は被相続人に対する採捕許可がうなぎに係る試験研究若しくは教育実習の目的でなされたものであった場合における当該採捕許可の目的の範囲内である登録試験研究者等への譲渡しに限る。）、引渡し（被相続人に対する採捕許可がうなぎの増養殖用の種苗の供給の目的でなされたものであった場合における登録組合への引渡し又は被相続人に対する採捕許可がうなぎに係る試験研究若しくは教育実習の目的でなされたものであった場合における当該採捕許可の目的の範囲内である登録試験研究者等への引渡しに限る。）又は所持

イ～エ [略]

オ 登録組合、登録試験研究者等、国の機関、地方公共団体又はセンターから委託を受けた公共交通事業者又は登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し

カ・キ [略]

## (4)・(5) [略]

(6) 前項第10号に掲げる者 知事が認める範囲内であるうなぎ稚魚の譲受け等

(7) [略]

## (8) 登録組合 次に掲げる行為

ア 特別採捕許可者の相続人又は登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人を除く。以下この号から第10号までにおいて同じ。）がするうなぎ稚魚の譲渡し又は引渡しに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の譲受け又は引受け

イ 特別採捕許可者の相続人がするうなぎ稚魚の譲渡し又は引渡しの補助のために当該特別採捕許可者の同居の親族がするうなぎ稚魚の引渡しに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引受け

ウ～オ [略]

カ 特別採捕許可者の相続人、登録者の相続人、国の機関、地方公共団体又はセンターから委託を受けた公共交通事業者又は登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引渡し又は引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引受け又は引渡し

キ [略]

け

ウ イに規定する登録運搬者等がイに規定する委託の範囲内で他の登録運搬者等に再委託をした場合における当該他の登録運搬者等へのうなぎ稚魚の引渡し又は当該他の登録運搬者等からのうなぎ稚魚の引受け

エ 登録組合から委託を受けた登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し

オ エに規定する登録運搬者等からエに規定する委託の範囲内で再委託を受けた他の登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し

カ 被相続人の同居の親族にアからオまでに掲げる行為の補助をさせる場合における当該被相続人の同居の親族へのうなぎ稚魚の引渡し又は当該被相続人の同居の親族からのうなぎ稚魚の引受け

## (4) 特別採捕許可者の相続人 次に掲げる行為

ア 被相続人が所持していたうなぎ稚魚の処分のためにするうなぎ稚魚の譲渡し（被相続人に対する採捕許可がうなぎに係る試験研究又は教育実習の目的でなされたものであった場合における当該採捕許可の目的の範囲内である登録試験研究者等への譲渡しに限る。）、引渡し（被相続人に対する採捕許可がうなぎに係る試験研究又は教育実習の目的でなされたものであった場合における当該採捕許可の目的の範囲内である登録試験研究者等への引渡しに限る。）又は所持

イ～エ [略]

オ 登録試験研究者等、国の機関、地方公共団体又はセンターから委託を受けた公共交通事業者又は登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し

カ・キ [略]

## (5)・(6) [略]

(7) 前項第11号に掲げる者 知事が認める範囲内であるうなぎ稚魚の譲受け等

(8) [略]

## (9) 登録組合 次に掲げる行為

ア 漁業許可者の相続人又は登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人を除く。以下この号から第11号までにおいて同じ。）がするうなぎ稚魚の譲渡し又は引渡しに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の譲受け又は引受け

イ 漁業許可者の相続人がするうなぎ稚魚の譲渡し又は引渡しの補助のために当該漁業許可者の同居の親族がするうなぎ稚魚の引渡しに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引受け

ウ～オ [略]

カ 漁業許可者の相続人、登録者の相続人、国の機関、地方公共団体又はセンターから委託を受けた公共交通事業者又は登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引渡し又は引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引受け又は引渡し

キ [略]

ク 特別採捕許可者の相続人、登録者の相続人、国の機関、地方公共団体又はセンターのためにするうなぎ稚魚の譲受け又は譲渡しに関する仲介

(9)・(10) [略]

(11) 公共交通事業者 次に掲げる行為

ア 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

[略]	
特別採捕許可者の相続人	第3号ア又はイに掲げる行為
登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人を除く。）	第4号ア又はイに掲げる行為
前項第10号に掲げる者	第6号に掲げる行為
特別採捕許可者	第7号ア又は条例第3条第1号アに掲げる行為
登録組合	第8号アからウまで又は条例第3条第2号ア(ア)若しくは(イ)に掲げる行為
登録集出荷業者等	第9号ア若しくはイ又は条例第3条第2号イ(ア)に掲げる行為
登録養殖業者	第9号ア若しくはイ又は条例第3条第2号ウ(ア)若しくは(イ)に掲げる行為
登録試験研究者等	第10号アからウまで又は条例第3条第2号エ(ア)に掲げる行為

イ 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてする県外うなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人に限る。）	第5号ア又はイに掲げる行為
県外うなぎ稚魚取扱者	条例第3条第3号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等

ウ・エ [略]

オ アに規定する委託を受けた他の公共交通事業者又は次号ア若しくは条例第3条第2号オ(ア)に規定する委託を受けた登録運搬者等から当該委託の範囲内で再委託を受けた場合における当該再委託の範囲内でするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

カ [略]

(12) 登録運搬者等 次に掲げる行為

ア 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

[略]	
センター	[略]
特別採捕許可者の相続人	第3号ア又はイに掲げる行為

ク 漁業許可者の相続人、登録者の相続人、国の機関、地方公共団体又はセンターのためにするうなぎ稚魚の譲受け又は譲渡しに関する仲介

(10)・(11) [略]

(12) 公共交通事業者 次に掲げる行為

ア 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

[略]	
特別採捕許可者の相続人	第4号ア又はイに掲げる行為
登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人を除く。）	第5号ア又はイに掲げる行為
前項第11号に掲げる者	第7号に掲げる行為
特別採捕許可者	第8号ア又は条例第3条第2号アに掲げる行為
登録組合	第9号アからウまで又は条例第3条第3号ア(ア)若しくは(イ)に掲げる行為
登録集出荷業者等	第10号ア若しくはイ又は条例第3条第3号イ(ア)に掲げる行為
登録養殖業者	第10号ア若しくはイ又は条例第3条第3号ウ(ア)若しくは(イ)に掲げる行為
登録試験研究者等	第11号アからウまで又は条例第3条第3号エ(ア)に掲げる行為

イ 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてする県外うなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人に限る。）	第6号ア又はイに掲げる行為
県外うなぎ稚魚取扱者	条例第3条第4号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等

ウ・エ [略]

オ アに規定する委託を受けた他の公共交通事業者又は次号ア若しくは条例第3条第3号オ(ア)に規定する委託を受けた登録運搬者等から当該委託の範囲内で再委託を受けた場合における当該再委託の範囲内でするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

カ [略]

(13) 登録運搬者等 次に掲げる行為

ア 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

[略]	
センター	[略]
漁業許可者の相続人	第3号アに掲げる行為
特別採捕許可者の相続人	第4号ア又はイに掲げる行為

	為
登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人を除く。）	第4号ア又はイに掲げる行為
前項第10号に掲げる者	第6号に掲げる行為
特別採捕許可者	第7号アに掲げる行為
登録組合	第8号アからウまでに掲げる行為
登録集出荷業者等又は登録養殖業者	第9号ア又はイに掲げる行為
登録試験研究者等	第10号アからウまでに掲げる行為

イ・ウ [略]

(13) 特別採捕許可者の同居の親族 当該特別採捕許可者が死亡した場合における相続人がする第3号アからカまでに掲げる行為又は当該特別採捕許可者がする第7号アからオまでに掲げる行為の補助のためにするうなぎ稚魚の引受け（当該相続人、当該特別採捕許可者、国の機関、地方公共団体、センター、公共交通事業者又は登録運搬者等からの引受けに限る。）、引渡し（当該相続人、当該特別採捕許可者、登録組合、登録試験研究者等、国の機関、地方公共団体、センター、公共交通事業者又は登録運搬者等への引渡しに限る。）又は所持

(14) [略]

(15) 前項第9号に掲げる者 第2号又は第11号に掲げる行為に伴ってするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

(16) 第8号から第10号まで又は第12号に掲げる者の役員又は使用人 それぞれ第8号から第10号まで又は第12号に掲げる行為に伴ってするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

3 第1項第10号及び前項第6号に規定する知事の承認を受けようとする者は、うなぎ稚魚の譲受け等承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

4・5 [略]

別記様式第1号中「㊟」を削り、「第3条第7号」を「第3条第9号」に改める。

別記様式第2号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第11号」に、「第2項第6号」を「第2項第7号」に改める。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第5号を次のように改める。

	為
登録者の相続人（県外うなぎ稚魚取扱者が死亡した場合における相続人を除く。）	第5号ア又はイに掲げる行為
前項第11号に掲げる者	第7号に掲げる行為
特別採捕許可者	第8号アに掲げる行為
登録組合	第9号アからウまでに掲げる行為
登録集出荷業者等又は登録養殖業者	第10号ア又はイに掲げる行為
登録試験研究者等	第11号アからウまでに掲げる行為

イ・ウ [略]

(14) 漁業許可者の同居の親族 当該漁業許可者が死亡した場合における相続人がする第3号アからオまでに掲げる行為の補助のためにするうなぎ稚魚の引受け（当該相続人又は登録運搬者等からの引受けに限る。）、引渡し（当該相続人、登録組合又は登録運搬者等への引渡しに限る。）又は所持

(15) 特別採捕許可者の同居の親族 当該特別採捕許可者が死亡した場合における相続人がする第4号アからカまでに掲げる行為又は当該特別採捕許可者がする第8号アからオまでに掲げる行為の補助のためにするうなぎ稚魚の引受け（当該相続人、当該特別採捕許可者、国の機関、地方公共団体、センター、公共交通事業者又は登録運搬者等からの引受けに限る。）、引渡し（当該相続人、当該特別採捕許可者、登録試験研究者等、国の機関、地方公共団体、センター、公共交通事業者又は登録運搬者等への引渡しに限る。）又は所持

(16) [略]

(17) 前項第10号に掲げる者 第2号又は第12号に掲げる行為に伴ってするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

(18) 第9号から第11号まで又は第13号に掲げる者の役員又は使用人 それぞれ第9号から第11号まで又は第13号に掲げる行為に伴ってするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

3 第1項第11号及び前項第7号に規定する知事の承認を受けようとする者は、うなぎ稚魚の譲受け等承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

4・5 [略]

様式第 5 号 (第 3 条、第 6 条、第 9 条、第 13 条関係)

履 歴 書

年 月 日現在

フリガナ 氏 名								(写 真) 縦 3 センチメ ートル横 2.5 セ ンチメートルで 、申請前 6 箇月 以内に撮影した ものに限る。
生年月日	年 月 日生 (満 歳)							
本 籍	※都 道 府 県	性別	※ 男 女					
現 住 所	郵便番号 ( )				電話番号 ( ) —			
勤 務 先	郵便番号 ( )				電話番号 ( ) —			
年	月	学 歴 ・ 職 歴						
うなぎ稚魚の取扱いに関する条例第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の該当の有無 ※								
・第 2 号関係 禁錮以上の刑 (有・無)								
・第 3 号関係 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例違反 (有・無)								
漁業法違反 (有・無)								
水産資源保護法違反 (有・無)								
内水面漁業の振興に関する法律違反 (有・無)								
外国為替及び外国貿易法違反 (有・無)								
宮崎県漁業調整規則違反 (有・無)								
刑法犯罪 (罰金の刑) (有・無)								
暴力行為等処罰に関する法律犯罪 (罰金の刑) (有・無)								
家 族 氏 名	続柄	性別	年齢	家 族 氏 名	続柄	性別	年齢	

(注) ※印のところは、○で囲むこと。

別記様式第10号、別記様式第12号及び別記様式第14号から別記様式第21号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前のうなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 公安委員会規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月4日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

### 宮崎県公安委員会規則第6号

#### 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和2年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後									
<p>附 則 (条例附則第5項の公安委員会が定める作業)</p> <p>2 条例附則第5項に規定する公安委員会が定める作業は、次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>条例附則第5項の作業 防疫等作業</td> <td> <p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 [略]</td> </tr> </table>		条例附則第5項の作業 防疫等作業	<p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p>		2 [略]	<p>附 則 (条例附則第5項の公安委員会が定める作業)</p> <p>2 条例附則第5項に規定する公安委員会が定める作業は、次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>条例附則第5項の作業 防疫等作業</td> <td> <p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 [略]</td> </tr> </table>		条例附則第5項の作業 防疫等作業	<p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p>		2 [略]
条例附則第5項の作業 防疫等作業	<p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p>										
	2 [略]										
条例附則第5項の作業 防疫等作業	<p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p>										
	2 [略]										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

